

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月24日
【会社名】	ジェイドグループ株式会社
【英訳名】	JADE GROUP, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 裕輔
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	03-5465-8022（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理本部ディレクター 高志 成俊
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区元代々木町30番13号
【電話番号】	03-5465-8022（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼管理本部ディレクター 高志 成俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、2026年8月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社FASCINATE、ANBU R LEAGUE株式会社、ARIGATO株式会社、株式会社ロイヤル、株式会社ロイヤルロジスティクス及び株式会社ブルーシンシアの6社（以下「対象子会社6社」）を吸収合併することを決議し、同日付で各社と吸収合併契約を締結いたしました。

本吸収合併に伴い、対象子会社6社のうち特定子会社に該当する4社（株式会社ロイヤル、株式会社ブルーシンシア、株式会社FASCINATE、株式会社ロイヤルロジスティクス）が解散し、当社の特定子会社に異動（除外）が生じることとなりました。

つきましては、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

株式会社FASCINATE

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社FASCINATE
住所：大阪府中央区西心斎橋一丁目5番25号ジネスビル1階
代表者の氏名：代表取締役 徳永 剛
資本金：7,000千円（令和8年2月28日現在）
事業の内容：紳士服・婦人服・雑貨の販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：700個（うち間接所有分700個）

異動後：0個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.00%（うち間接所有分100.00%）

異動後：0.00%（うち間接所有分0.00%）

（注）総株主等の議決権に対する割合は、株式会社FASCINATEの令和8年8月17日現在における総株主等の議決権の数（700個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社を吸収合併存続会社、株式会社FASCINATEを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同社が解散するためであります。

異動の年月日：令和8年10月1日（予定）

株式会社ブルーシンシア

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社ブルーシンシア
住所：岡山市北区下中野351番地106
代表者の氏名：代表取締役 田中 裕輔
資本金：10,000千円（令和8年2月28日現在）
事業の内容：通信販売業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：10個（うち間接所有分10個）

異動後：0個（うち間接所有分0個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.00%（うち間接所有分100.00%）

異動後：0.00%（うち間接所有分0.00%）

（注）総株主等の議決権に対する割合は、株式会社ブルーシンシアの令和8年8月17日現在における総株主等の議決権の数（10個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社を吸収合併存続会社、株式会社ブルーシンシアを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同社が解散するためであります。

異動の年月日 : 令和 8 年10月 1 日 (予定)

株式会社ロイヤル

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社ロイヤル
住所 : 名古屋市中区栄二丁目11番30号
代表者の氏名 : 代表取締役 田中 裕輔
資本金 : 50,000千円 (令和 8 年 2 月28日現在)
事業の内容 : カジュアルシューズ、カジュアルウェア、スポーツ用品、日用雑貨等の輸入販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 100個 (うち間接所有分 0 個)

異動後 : 0 個 (うち間接所有分 0 個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.00% (うち間接所有分0.00%)

異動後 : 0.00% (うち間接所有分0.00%)

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、株式会社ロイヤルの令和 8 年 8 月17日現在における総株主等の議決権の数 (100個) を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社を吸収合併存続会社、株式会社ロイヤルを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同社が解散するためであります。

異動の年月日 : 令和 8 年10月 1 日 (予定)

株式会社ロイヤルロジスティクス

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社ロイヤルロジスティクス
住所 : 名古屋市中区栄二丁目11番30号
代表者の氏名 : 代表取締役 田中 裕輔
資本金 : 50,000千円 (令和 8 年 2 月28日現在)
事業の内容 : 倉庫業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 100個 (うち間接所有分 0 個)

異動後 : 0 個 (うち間接所有分 0 個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.00% (うち間接所有分0.00%)

異動後 : 0.00% (うち間接所有分0.00%)

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、株式会社ロイヤルロジスティクスの令和 8 年 8 月17日現在における総株主等の議決権の数 (100個) を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社を吸収合併存続会社、株式会社ロイヤルロジスティクスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同社が解散するためであります。

異動の年月日 : 令和 8 年10月 1 日 (予定)

２．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

(１) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

株式会社 F A S C I N A T E

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：株式会社 F A S C I N A T E

本店の所在地：大阪市中央区西心斎橋一丁目５番25号ジネスビル１階

代表者の氏名：代表取締役 徳永 剛

資本金の額：7,000千円（令和８年２月28日現在）

純資産の額：191,349千円（令和８年２月28日現在）

総資産の額：721,681千円（令和８年２月28日現在）

事業の内容：紳士服・婦人服・雑貨の販売

最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2024年２月期	2025年２月期	2026年２月期
売上高（千円）	544,637	832,690	985,726
営業利益（千円）	50,588	79,527	5,116
経常利益又は経常損失 （ ）（千円）	79,254	79,244	6,065
当期純利益（千円）	53,345	55,709	7,726

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
A N B U R L E A G U E 株式会社	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の連結子会社である A N B U R L E A G U E 株式会社が株式会社 F A S C I N A T E の発行済株式の全数を保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社のプラットフォーム利用等を行っております。

A N B U R L E A G U E 株式会社

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：A N B U R L E A G U E 株式会社

本店の所在地：東京都渋谷区元代々木町30番13号

代表者の氏名：代表取締役 田中 裕輔

資本金の額：1,000千円（令和８年２月28日現在）

純資産の額：18,729千円（令和８年２月28日現在）

総資産の額：724,437千円（令和８年２月28日現在）

事業の内容：中間持株会社

最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2026年２月期
売上高（千円）	70,240
営業利益（千円）	33,660
経常利益（千円）	27,881
当期純利益（千円）	17,729

（注）A N B U R L E A G U E 株式会社は令和７年３月３日に設立された会社であります。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ジェイドグループ株式会社	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、ANBUR LEAGUE株式会社の発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社代表取締役1名がANBUR LEAGUE株式会社の代表取締役を兼任しております。
取引関係	中間持株会社としての位置づけです。

ARIGATO株式会社

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：ARIGATO株式会社

本店の所在地：東京都渋谷区元代々木町30番13号

代表者の氏名：代表取締役 田中 裕輔

資本金の額：1,000千円（令和8年2月28日現在）

純資産の額：55,471千円（令和8年2月28日現在）

総資産の額：270,611千円（令和8年2月28日現在）

事業の内容：書籍、雑誌等の出版および販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2026年2月期
売上高（千円）	447,596
営業利益（千円）	101,265
経常利益（千円）	101,560
当期純利益（千円）	34,971

（注）ARIGATO株式会社は令和7年6月2日に設立された会社であります。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ジェイドグループ株式会社	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、ARIGATO株式会社の発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社代表取締役1名、取締役1名が、ARIGATO株式会社の代表取締役と取締役を兼任しております。
取引関係	メディア事業等としての位置づけです。

株式会社ロイヤル

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：株式会社ロイヤル

本店の所在地：名古屋市中区栄二丁目11番30号

代表者の氏名：代表取締役 田中 裕輔

資本金の額：50,000千円（令和8年2月28日現在）

純資産の額：873,733千円（令和8年2月28日現在）

総資産の額：1,839,867千円（令和8年2月28日現在）

事業の内容：カジュアルシューズ、カジュアルウェア、スポーツ用品、日用雑貨等の輸入販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2026年2月期
売上高（千円）	1,425,286
営業利益（千円）	839,014
経常利益（千円）	881,173
当期純利益（千円）	542,154

（注）株式会社ロイヤルは令和7年12月1日に設立された会社であります。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ジェイドグループ株式会社	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社ロイヤルロジスティクス
人的関係	当社は、株式会社ロイヤルロジスティクスの発行済株式の全てを保有しております。
取引関係	当社代表取締役 1 名が株式会社ロイヤルロジスティクスの代表取締役を兼任しております。
	当社のプラットフォーム利用等を行っております。

株式会社ロイヤルロジスティクス

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：株式会社ロイヤルロジスティクス

本店の所在地：名古屋市中区栄二丁目11番30号

代表者の氏名：代表取締役 田中 裕輔

資本金の額：50,000千円（令和 8 年 2 月28日現在）

純資産の額：698,209千円（令和 8 年 2 月28日現在）

総資産の額：945,208千円（令和 8 年 2 月28日現在）

事業の内容：倉庫業

最近 3 年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2026年 2 月期
売上高（千円）	222,572
営業利益（千円）	75,425
経常利益（千円）	76,387
当期純利益（千円）	47,091

（注）株式会社ロイヤルロジスティクスは令和 7 年12月 1 日に設立された会社であります。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ジェイドグループ株式会社	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社ロイヤルロジスティクスの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社代表取締役 1 名が株式会社ロイヤルロジスティクスの代表取締役を兼任しております。
取引関係	該当事項はありません。

株式会社ブルーシンシア

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：株式会社ブルーシンシア

本店の所在地：岡山市北区下中野351番地106

代表者の氏名：代表取締役 田中 裕輔

資本金の額：10,000千円（令和 8 年 2 月28日現在）

純資産の額：221,127千円（令和 8 年 2 月28日現在）

総資産の額：571,835千円（令和 8 年 2 月28日現在）

事業の内容：通信販売業

最近 3 年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	2024年 8 月期	2025年 8 月期	2026年 2 月期
売上高（千円）	766,914	729,299	409,926
営業利益又は営業損失（ ） （千円）	73,517	40,556	30,775
経常利益又は経常損失（ ） （千円）	70,638	43,630	23,447
当期純利益又は当期純損失 （ ）（千円）	41,898	31,711	23,482

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
A N B U R L E A G U E 株式会社	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の連結子会社である A N B U R L E A G U E 株式会社が株式会社ブルーシンシアの発行済株式の全数を保有しております。
人的関係	当社代表取締役 1 名が株式会社ブルーシンシアの代表取締役を兼任しております。
取引関係	当社のプラットフォーム利用等を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループにおける経営資源の集中、業務運営の更なる効率化および事業シナジーの早期発現を図るためであります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社、株式会社ロイヤル、A N B U R L E A G U E 株式会社、A R I G A T O 株式会社、株式会社ブルーシンシア、株式会社 F A S C I N A T E 及び株式会社ロイヤルロジスティクスを消滅会社とする吸収合併であります。なお、当社においては会社法第796条第 2 項の規定に基づく簡易合併の手続により、株主総会の承認を得ずに実施いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

該当事項はありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社の資本金および資本準備金の額に変更はありません。

なお、株式会社ブルーシンシアおよび株式会社 F A S C I N A T E の吸収合併は、当社と A N B U R L E A G U E 株式会社との吸収合併が有効に効力を生じることを前提条件としております。

また、各吸収合併契約書の内容は、(6) 吸収合併契約書のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：ジェイドグループ株式会社

本店の所在地：東京都渋谷区元代々木町30番13号

代表者の氏名：代表取締役社長 田中 裕輔

資本金の額：50,000千円

純資産の額：現時点では確定していません。

総資産の額：現時点では確定していません。

事業の内容：靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業

- (6) 吸収合併契約書

各吸収合併契約書の内容は次のとおりであります。

以下、株式会社 F A S C I N A T E との吸収合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「甲」という）と株式会社 F A S C I N A T E（住所：大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目5番25号ジネスビル1階、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（新株の割当）

乙の株式総数700株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第4条（効力発生日及び前提条件）

1. 合併が効力を発生する日を令和8年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、本合併は、甲を存続株式会社、ANBUR LEAGUE 株式会社を消滅株式会社とする令和8年8月17日付吸収合併契約に基づく吸収合併が有効に効力を生じることを前提として、その効力を生じるものとする。

第5条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第7条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和8年8月17日

甲：ジェイドグループ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号
代表取締役 田中 裕輔

乙：株式会社FASCINATE
大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目5番25号ジネスビル1階
代表取締役 徳永 剛

以下、ANBUR LEAGUE株式会社との吸収合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「甲」という）とANBUR LEAGUE株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（新株の割当）

乙の株式総数1株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第4条（効力発生日及び前提条件）

合併が効力を発生する日を令和8年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第7条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和8年8月17日

甲：ジェイドグループ株式会社

東京都渋谷区元代々木町30番13号

代表取締役 田中 裕輔

乙：ANBUR LEAGUE株式会社

東京都渋谷区元代々木町30番13号

代表取締役 田中 裕輔

以下、ARIGATO株式会社との吸収合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「甲」という）とARIGATO株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（新株の割当）

乙の株式総数100株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第4条（効力発生日及び前提条件）

合併が効力を発生する日を令和8年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第7条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和8年8月17日

甲：ジェイドグループ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号
代表取締役 田中 裕輔

乙：A R I G A T O株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号
代表取締役 田中 裕輔

以下、株式会社ロイヤルとの吸収合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「甲」という）と株式会社ロイヤル（住所：愛知県名古屋市中区栄2丁目11番30号、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（新株の割当）

乙の株式総数100株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第4条（効力発生日及び前提条件）

合併が効力を発生する日を令和8年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第7条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。
乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和8年8月17日

甲：ジェイドグループ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号

代表取締役 田中 裕輔

乙：株式会社ロイヤル
愛知県名古屋市中区栄2丁目11番30号
代表取締役 田中 裕輔

以下、株式会社ロイヤルロジスティクスとの吸収合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「甲」という）と株式会社ロイヤルロジスティクス（住所：愛知県名古屋市中区栄2丁目11番30号、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（新株の割当）

乙の株式総数100株は、甲が全株所有しているため、甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第4条（効力発生日及び前提条件）

合併が効力を発生する日を令和8年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第7条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

令和8年8月17日

甲：ジェイドグループ株式会社

東京都渋谷区元代々木町30番13号

代表取締役 田中 裕輔

乙：株式会社ロイヤルロジスティクス

愛知県名古屋市中区栄2丁目11番30号

代表取締役 田中 裕輔

以下、株式会社ブルーシンシアとの吸収合併契約書

吸収合併契約書

ジェイドグループ株式会社（住所：東京都渋谷区元代々木町30番13号、以下、「甲」という）と株式会社ブルーシンシア（住所：岡山県岡山市北区下中野351番106、以下、「乙」という）とは、両会社の合併に関して、次の通り契約する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（新株の割当）

甲はこの合併によって新株の発行割当を行わないものとする。

第3条（資本金及び準備金の額）

甲は、前条のとおり合併による新株の発行割当をしないことから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第4条（効力発生日及び前提条件）

1．合併が効力を発生する日を令和8年10月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2．前項の規定にかかわらず、本合併は、甲を存続株式会社、ANBUR LEAGUE株式会社を消滅株式会社とする令和8年8月17日付吸収合併契約に基づく吸収合併が有効に効力を生じることを前提として、その効力を生じるものとする。

第5条（引き継ぎ）

乙は、その作成による合併効力発生日時の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務一切を甲に引き継ぐ。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第7条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとする。

乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については甲乙協議の上決定する。

第8条（解散費用）

乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（規定外条項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとする。

令和8年8月17日

甲：ジェイドグループ株式会社
東京都渋谷区元代々木町30番13号
代表取締役 田中 裕輔

乙：株式会社ブルーシンシア
岡山県岡山市北区下中野351番106
代表取締役 田中 裕輔

以 上